

資料 1 美容医療の適切な実施に関する報告書（案）の概要

第 4 回 美容医療の適切な実施に関する検討会

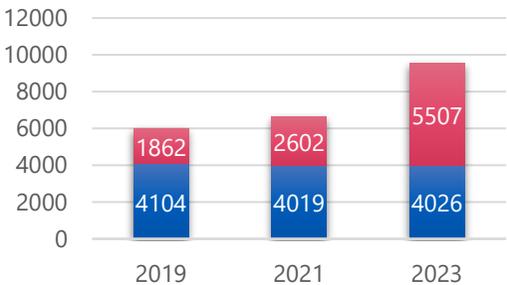
厚生労働省 医政局 医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

美容医療の適切な実施に関する報告書（案）の概要

1. 美容医療を取り巻く状況

医療の相談件数の推移



■ その他医療サービス(件数) ■ 美容医療(件数)
出典：PIO-NET（※）へ2024年3月31日までに登録された相談データ



患者

「シワを取るはずが顔面麻痺が残った…」
「医師ではない人に治療方針を決定された…」
「オンラインで無診察処方された…」
「強引に高額な契約を結ばされた…」
「SNS広告を見て受診しトラブルに…」



医療機関



医師

「関係法令&ルールを知らない…」
「提供した医療の内容や契約内容について患者とトラブルになる…」
「研修・教育体制が不十分…」
「問題が起こっても対処出来ない…」



保健所

「安全管理の状況・体制等を把握しにくい…」
「通報を受けたが立入検査に入っただけでよいケースかどうか分からない…」
「カルテを見ても診療の実態がわからず、指導ができない…」

2. 美容医療がより安全に、より高い質で提供されるにあたっての課題と対応策

課題

- 美容医療を提供する医療機関における院内の安全管理の実施状況・体制等を保健所等が把握できていない
- 患者側も医療機関の状況・体制を知る手段がなく、医療機関における相談窓口を知らない
- 関係法令&ルール（オンライン診療に係るものを含む）が浸透していない
- 合併症等への対応が困難な医師が施術を担当している
- 安全な医療提供体制や適切な診療プロセスが統一的・網羅的に示されていない
- アフターケア・緊急対応が行われない医療機関がある
- 保健所の指導根拠となる診療録の記載が不十分な場合がある
- 悪質な医療広告が放置されている

対応策

- 美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みを導入**
⇒安全確保措置の実施状況/専門医資格の有無/相談窓口の設置状況等を都道府県等に報告させ、そのうち国民に必要な情報を公表
- 関係法令&ルールに関する通知の発出**
⇒保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化
- 医療機関による診療録の記載の充実**
- オンライン診療指針が遵守されるための法的整理**
- 関係学会によるガイドライン策定**
⇒遵守すべきルール/標準的な治療内容/事故発生時の対応方針/適切な研修のあり方/契約締結時のルール等を盛り込んだガイドラインを策定
- 医療広告規制の取締りの強化**
- 行政による周知・広報を通じた国民の理解の促進**

美容医療の適切な実施に関する報告書（案）の概要

1. 適切な美容医療が安全に提供されるようにするための対応策

● 美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みを導入

美容医療を提供する医療機関の管理者を対象として、当該医療機関における**安全管理措置の実施状況、医師の専門医資格の有無、副作用や合併症等の問題が起こった場合に患者が相談できる連絡先等**について、**定期的（年に1回）な報告**を求めるとし、また、その報告内容のうち患者が相談できる連絡先など必要な内容を、**都道府県等において公表**

● 保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化

厚生労働省において、医師法や保助看法等への違反疑いのある事例に対する医療法に基づく**保健所の立入検査等の可否・法的根拠や、立入検査の実施プロセス、調査の観点について明確化**を行い、解釈通知を発出

● 診療録の記載の充実

診療録の記載事項について、各診療の実態を確認するために**必要な内容を記載**

● オンライン診療のルールの整理

厚生労働省において、**オンライン診療指針が厳格に遵守**されるよう、その法的な位置付けを整理

2. 美容医療の質をより高め、質の高い医療機関が患者に選ばれるようにするための対応策

● 関係学会によるガイドライン策定

以下の内容を盛り込んだガイドラインを複数の関係学会、日本医師会や日本歯科医師会等の団体が主体的に策定。
・医事法制（医師法、保助看法、医療法等）や消費者保護法制等の**遵守すべき関係法令の内容、明確な解釈**
・標準的な**治療内容・手技**、医療機関の医師数や**経歴・専門性、副作用や後遺症に関するリスク**の説明方法等
・**有害事象発生時の対応**（アフターケア、医療機関との連携、急変時の体制の構築等）
・**経験・年次・専門性等に応じた治療**の実施や、**研修制度**、指導担当医師による**教育システム**等
・**契約締結時の遵守すべきルール**（医師の説明内容、いわゆるカウンセラーとの役割分担、即日治療の原則禁止等）

● 医療広告規制の取締りの強化

・**医療広告のネットパトロールを強化**し、違法な広告により患者が医療機関に誘引されないように取り組む

● 行政による周知・広報を通じた国民の理解の促進等

患者が美容医療の特徴やリスクを正しく理解し医療を選択できるよう、**患者に対し以下のような周知・広報**を実施
・美容医療に関する**医事法制**（いわゆるカウンセラーによる治療内容の決定の違法性等）
・美容医療に関する**消費者保護法制**（契約の中途解約やクーリング・オフ制度、書面交付義務等）
・美容医療において**発生しうる問題事例やリスク**（合併症、後遺症、契約トラブル等）
・美容医療の**トラブルにかかる相談窓口**